

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針

（平成 23 年 8 月 3 日）
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針を別紙のとおり定める。

情報通信技術利活用のための 規制・制度改革に係る対処方針

平成23年8月3日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

目 次

I 各項目における対処方針

1. 政府統計データの活用	1
2. 書面を要する手続き・事務全般の電子化	1
3. 行政機関が保有する情報の再提出不要化について	2
4. 戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付	3
5. 個人情報保護法ガイドライン共通化	3
6. 著作権制度の整備（フェアユース）	4
7. 償却資産税申告の電子化	4
8. 納税告知書等の電子的方法による通知	4
9. 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化	5
10. 特定原産地証明書の電子発給による貿易の円滑化	5
11. 輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）の利便性向上及び利用促進	5
12. 雇用保険被保険者離職証明書（離職者の電子署名省略）	5
13. 自動車登録のワンストップサービスの拡充	5
14. 公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加	6
15. 電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和	6
16. 住民税特別徴収関連手続き全般の電子化及び窓口の一本化	6
17. 廃棄物処理法上の行政手続きの電子化	6
18. 自治体情報システムの統合・集約化	7
19. 旅費業務に関する関係法令等改正による旅費業務の簡素化	7
20. インターネット官報の無料公開	7
21. 自動車関連情報の参照（自動車に関する履歴情報の集約システム化）	7
22. 住基情報の利活用範囲の拡大	7
23. 交通情報提供事業に関する提供範囲の拡大	8
24. 遠隔医療に対するインセンティブの付与	8
25. 特定保健指導の遠隔指導	8
26. 処方せんの電子化	8
27. 診療報酬請求及びカルテの完全電子化	9
28. 医療情報の2次利用に関する規定の整備	9
29. 医薬品の承認、一部変更承認及び軽微変更届における手続きの電子化	9
30. 教科書のデジタル化	10
31. 指導要録・表簿の電子化	10
32. 国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件緩和	10
33. 電子的な手法による労働条件の明示	10
34. 匿名化された個人の情報の活用	11
35. プロバイダ責任制限法の対象拡大	11
36. 一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	11

Ⅱ 対処方針のフォローアップについて.....	13
-------------------------	----

I. 各項目における対処方針

【1】

項目名	政府統計データの活用
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省及び各統計所管府省は、正確な統計情報を得ることを第一としつつ、政府の保有する統計情報の二次的利用を推進する方策を早期に検討・実施する。＜平成 23 年度中に検討、結論＞ なお、検討にあたって考慮すべきポイントは以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ○二次的利用の目的範囲を、学術目的以外にも拡大（総務省） ○二次的利用できる統計数の増加、例えば、匿名化の技術的難易度が低いオーダーメイド集計や匿名度の高い匿名データなど、できるものから順次提供を開始。（各統計所管府省） ○匿名化技術の開発（各統計所管府省） ○二次的利用拡大に伴うトラブル発生を想定した事後対策の整備含む二次的利用に対する国民の不安解消、理解増進（総務省） ○二次的利用申出手続きの簡素化、データ提供の迅速化（総務省、各統計所管府省） ○オーダーメイド集計、匿名データのオンラインによる提供（総務省で制度設計、各統計所管府省で実施） ○安全性の確保を鑑みつつ、オンサイトでオンデマンド加工を可能とする環境を整えてオンデマンド集計を可能にする。（総務省）

【2】

項目名	書面を要する手続き・事務全般の電子化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン手続所管府省は、「オンライン手続における リスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に基づき、本人確認方法を含めた認証方式が、書面での手続と比較し過度に厳密な安全性を要求している等オンライン利用における脅威に対するリスクの影響度の観点から合理的かどうかについて、システムの開発・更改・改修時までに再点検を行い、内閣官房、総務省は、必要に応じてフォローアップを行う。 ・ 総務省は、公的個人認証サービス（JPKI）における署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加について、社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度との整合性を図りつ

	<p>つ、制度改正等に取り組む。また、上記の公的個人認証サービス（JPKI）の改良の検討を踏まえて、政府認証基盤（GPKI）の機能の改良に関しても、必要に応じて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣官房は、総務省及び経済産業省の協力を得つつ、書面に代えて電磁的な手段により行う通知、確認、文書の保存等について、安全かつ利便性の高い方法により行うことを可能とするため、技術面、制度面の課題の整理と検討を行う。＜平成 23 年度中に実施＞
--	--

【3】

項目名	行政機関が保有する情報の再提出不要化
対処方針	<p>(1) 行政機関が保有する情報の再提出不要化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者との対面による確認や現物性が不可欠な手続を除き、行政が保有する情報については原則再提出を不要化とするという前提に立って、法令・ガイドラインの改正、解釈・運用の統一化等を行う。 <p>そのために、内閣官房を中心に、社会保障・税に関わる番号制度や国民ID制度の検討に合わせて、行政機関間の情報連携の障害となる制度や運用の実態を洗い出し、通則法の制定や政府CIOの設置を視野に入れて、個人情報保護しつつ情報連携を実現するための制度の整備等について検討を行う。＜平成 23 年度中に検討、結論＞</p> <p>また、行政機関間の情報連携による添付書類の省略、申請・届出等手続の簡素化について、費用対効果等を考慮しつつ、通則法の制定を視野に入れて、組織・手続横断的な法令改正を含めた対応策について検討を行う。＜平成 23 年度中に検討、結論＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記所間での登記情報の共有化と添付書類の省略については、法務省が、引き続き業務プロセスの見直しに伴う問題点の洗い出しを進め、法令改正を含めた対応策について検討し、実施する。＜平成 23 年度中に検討、結論＞ ・ 行政機関間における登記情報を始めとする行政機関が保有する情報の連携については、内閣官房を中心に、行政機関間の情報連携による添付書類の省略、申請・届出等手続の簡素化に関する検討と一体的な法令改正を含めた対応策について検討を行う。＜平成 23 年度中に検討、結論＞

【4】

項目名	戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣官房、法務省、総務省は、コンビニでの戸籍関係証明書の交付サービスについて、費用対効果等を踏まえつつ、制度面、技術面の課題について検討を進める。＜平成 23 年度中に検討、結論＞

【5】

項目名	個人情報保護法ガイドライン共通化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護ガイドラインについて、以下の対応を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ○消費者庁は、関係省庁連絡会議等を活用しつつ、ガイドライン共通化の取組の現状や効果等の把握に努める。また、共通ガイドラインを作成した場合の影響・効果等についても検証する。＜平成 23 年度中措置＞ ○個人情報保護ガイドラインを所管する各省庁（以下、各省庁）は、現時点でガイドライン共通化の取組に基づく見直しを行っていないガイドラインについて、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（平成 20 年 7 月 25 日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、必要な措置を講ずる。消費者庁においても、この関係省庁連絡会議申合せの再徹底を図る。＜平成 23 年度中措置＞ ○各省庁は、必要に応じ Q&A や事例集等の充実を図るなど、社会情勢の変化に対応できるようにする。＜平成 23 年度以降＞ ・ 関係府省は、個人情報保護体制について、以下の検討を行う。＜平成 23 年度以降＞ <ul style="list-style-type: none"> ○現在、消費者委員会個人情報保護専門調査会で行われている、法改正も視野に入れた問題点についての審議の結果を踏まえ、消費者庁及び各省庁は検討に着手する。 ○今後の個人情報保護に関連する規制や施策を実行する際には、関係府省は、法の精神である「個人情報の有用性と保護のバランス」を実現するために、過度な規制によって有用性が損なわれていないか、事前及び事後の状況を確認し必要に応じて修正できるようにする。 ○また、今後の個人情報保護に関連する規制や施策を実行する際には、関係府省は、国民の利便性を担保できるように留意して実施できるようにする。

【6】

項目名	著作権制度の整備（フェアユース）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省は、今後の著作権制度の検討においては、権利者の経済的利益を不当に侵害しない範囲において、情報通信分野におけるイノベーションを阻害しないような権利制限規定を設けるべきか否かについて検討を行う。また、検討を行う際には、権利者や有識者のみならず情報通信分野でどのようなサービスが提供されているか、将来どのようなサービスが提供されうるかについて十分な知見を持つ者を含めて今後とも精力的な検討を行う。

【7】

項目名	償却資産税申告の電子化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、地方公共団体に対して地方税の電子申告の導入促進を一層、働きかけていくとともに、利用者への利用促進についても働きかけを行う。＜平成 23 年度以降引き続き措置＞

【8】

項目名	納税告知書等の電子的方法による通知
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる処分通知等は、行政手続オンライン化法により、処分通知等を受ける者の使用に係るコンピュータに備えられたファイルへの記録がされた時に、意思表示が到達したものとみなすこととされている（到達主義の原則）が、各個別システムの特質や情報通信技術の進展等により、この状態を作り出せるのであれば、「ファイルへの記録がされた状態」を「利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロード」等する行為に限定するものではない。 手続を所管する総務省及び財務省は、「新たな情報通信技術戦略」に基づく各種施策の検討状況、納税告知書等の性質、費用対効果等を踏まえつつ、納税告知書等の電子的な通知方法について、今後継続的に検討する。 なお、実現に当たっては、利用者の利便性向上（納付等に係る民間との連携を含む）、行政事務の効率化等の観点も十分に考慮する。＜平成 23 年度以降検討開始＞ また、総務省は、手続所管府省からの同法への適合性等の照会には、速やかに見解を示すとともに、必要に応じて取りまとめ、

	各府省へ情報提供する。〈適宜実施〉
--	-------------------

【9】

項目名	航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、書面に代わる電磁的な手段に係る課題の整理・検討結果や行政機関間における保有情報の共有の進展状況を踏まえ、航空機登録申請手続きの簡素化を検討する。〈関係する項目の対処方針が措置された後に検討開始〉

【10】

項目名	特定原産地証明書の電子発給による貿易の円滑化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省は、輸入国に対する特定原産地証明情報の電子的提供が可能となるシステムを整備する。〈平成23年度中に措置〉 経済産業省は、特定原産地証明書の電子発給に係る経済連携協定やその運用規定等の改正については、相手国における運用の可否を踏まえて、早期に国際交渉を実施する。

【11】

項目名	輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）の利便性向上及び利用促進
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 財務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省は、引き続き、輸出入手続きの一元化、簡素化等を進め、利便性の向上を図る。〈平成23年度以降継続実施〉

【12】

項目名	雇用保険被保険者離職証明書（離職者の電子署名省略）
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、利用者の利便性を確保しつつ、電子署名を用いずに離職者本人が離職証明書（離職票）の内容を確認したことを担保する方法について検討を進める。〈平成23年度中に予定されているオンライン申請の開始時期までに検討〉

【13】

項目名	自動車登録のワンストップサービスの拡充
-----	---------------------

対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省、総務省、財務省、警察庁は、自動車登録のワンストップサービスの抹消・移転登録手続等への拡大に引き続き取り組む。〈平成 24 年度までに検討、措置〉 総務省は、ワンストップサービスの手続拡大の検討を踏まえ、行政書士法施行規則第 20 条の改正の必要性について検討する。
------	---

【14】

規制改革事項	公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加について、社会保障・税に関わる番号制度及び国民 ID 制度との整合性を図りつつ、制度改正等に取り組む。

【15】

項目名	電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 総務省、法務省及び経済産業省は、法人が電子証明書を利用する場合の利用申込者の真偽の確認方法について要望を把握し、新たな方法を認めることが可能かを検討する。〈平成 23 年度中に検討開始〉

【16】

項目名	住民税特別徴収関連手続全般の電子化及び窓口の一本化
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、地方公共団体に対して地方税の電子申告等の導入促進を一層、働きかけていくとともに、利用者への利用促進についても働きかけを行う。〈平成 23 年度以降引き続き措置〉

【17】

項目名	廃棄物処理法上の行政手続の電子化
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づく許可申請手続に係る申請様式及び添付書類については、既に廃棄物処理法施行規則において法定書類が定められているが、自治体によっては独自の判断により、それぞれの条例等により別途追加的な内容を求めていることから、環境省は、これらの自治体に対し、引き続き法定の申請様式及び添付書類の使用について周知徹底する。〈平成 23 年度中措置〉

	>
--	---

【18】

項目名	自治体情報システムの統合・集約化
対処方針	・ 総務省は、有識者懇談会での議論を踏まえて自治体クラウドの全国展開に向けた施策を推進する。<平成23年度以降取り組み>

【19】

項目名	旅費業務に関する関係法令等改正による旅費業務の簡素化
対処方針	・ 内閣官房を中心に、官民合同実務家タスクフォースの場において、旅費業務の簡素化、旅費業務にかかるコストの節減に向けた検討を引き続き行い、標準マニュアルの改定を行う。<平成23年度中に検討、措置>

【20】

項目名	インターネット官報の無料公開
対処方針	・ 内閣府は、電子署名が付されている平成15年7月15日以後の官報データを『インターネット版「官報」』として公開する方向で印刷局と協議し、検討する。<平成23年度中に検討、結論>

【21】

項目名	自動車関連情報の参照 (自動車に関する履歴情報の集約システム化)
対処方針	・ 個人情報の保護に留意しながら、警察庁が保有する事故情報と、国土交通省が保有する初年度からの自動車登録情報、リコール情報に関して、一元管理・公開の可能性について、警察庁と国土交通省の両省が協議のうえ、連携して検討を行う。 <平成23年度中に検討、結論>

【22】

項目名	住基情報の利活用範囲の拡大
-----	---------------

対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳の情報の民間利用については、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要であり、現状においては、困難である。 ・ 総務省は、社会保障・税に関わる番号制度の検討の結果を踏まえて、住基ネットの本人確認情報の利用範囲について慎重に検討する。
------	---

【23】

項目名	交通情報提供事業に関する提供範囲の拡大
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察庁及び国土交通省は、交通情報提供事業者の要望に応じて、交通情報提供事業者に提供する交通情報の範囲の拡大を検討する。〈平成23年度以降検討開始〉

【24】

項目名	遠隔医療に対するインセンティブの付与
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。〈診療報酬改定のタイミングで随時〉 ・ 上記検討に資するため、総務省は、厚生労働省と連携して、エビデンス・データの収集・蓄積を行う。〈平成23年度以降〉 ・ 厚生労働省及び総務省は、遠隔医療の普及に対する補助制度等を整備する。〈平成23年度以降〉

【25】

項目名	特定保健指導の遠隔指導
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省は、特定健診に基づく保健指導におけるICT（情報通信技術）を活用した遠隔面談について、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。〈平成23年度中に結論〉

【26】

項目名	処方せんの電子化
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省は、処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。〈平成23年度中に結論〉 ・ 上記検討に資するため、総務省は、厚生労働省と連携して、処

	方せんの電子化に関する効果・課題の抽出に取り組む。＜平成23年度以降＞
--	-------------------------------------

【27】

項目名	診療報酬請求及びカルテの完全電子化
対処方針	<p>(レセプト)</p> <ul style="list-style-type: none"> 義務化対象範囲が一部縮小された後も、レセプトの電子化・オンライン化が進行していることを鑑み、厚生労働省は、費用対効果を考慮しつつ、引き続きレセプトの電子化・オンライン化の取り組みを推進する。＜平成23年度以降＞ <p>(カルテ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、電子カルテの普及のための環境整備の取り組みを引き続き推進する。＜平成23年度以降措置＞

【28】

項目名	医療情報の2次利用に関する規定の整備
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省及び厚生労働省は、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」については、医療情報の2次利用について、今後、対象となる患者の数の増加等による連結不可能匿名化の可能性を考慮した上で、再同意を受けずに利用することについて今後拡大を検討する。＜対象となる患者の数が一定程度増加した際に検討＞ 厚生労働省は、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」について、被験者等が死亡し、再同意を受けることができない場合等における2次利用の可否を検討する。＜対象となる患者の数が一定程度増加した際に検討＞

【29】

項目名	医薬品の承認、一部変更承認及び軽微変更届における手続きの電子化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、オンライン申請に係る具体的な要望調査を実施する。＜平成23年度中措置＞ オンライン申請について具体的な要望がある場合は、厚生労働省は、軽微変更届等のオンライン申請化について費用対効果を検討し、オンライン申請再開の是非について、検討し結論を得る。＜平成24年度までに検討・結論＞

【30】

項目名	教科書のデジタル化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省は、学校教育の情報化に関する懇談会の検討結果及び実証研究の結果を踏まえて、所要の環境整備を図りつつ、著作物のデジタル教科書・教材への掲載、学校における授業の準備や教材研究におけるデジタル教科書・教材の複製等について著作権制度に関する課題を検討するとともに、学習者用デジタル教科書の位置付けやデジタル教材との区分、これらに関連する教科書検定制、義務教育諸学校の教科書無償給与制度等の教科書に関する制度の在り方を検討する。＜平成23年度以降検討開始＞

【31】

項目名	指導要録・表簿の電子化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省は、指導要録について書面の作成、保存、送付における情報通信技術の活用を推進するため、押印の省略、電子的に送付する文書のデータ形式の在り方、文書の真正性・機密性を確保するためのネットワーク環境や認証基盤の在り方等の諸課題について基本的な考え方を整理し、学校設置者等に対して周知を行う。＜平成23年度中周知＞

【32】

項目名	国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件緩和
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省は、帳簿書類の保存に関する実態（電子データによる保存及び紙ベースでの保存）を把握するとともに、業界団体等の技術面の協力を得て、電子データによる帳簿書類の保存に関する技術動向の把握を行う。＜平成23年度中措置＞ ・ 財務省は、把握した実態や技術動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲の検討を行う。＜平成24年度以降検討開始＞

【33】

項目名	電子的な手法による労働条件の明示
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省は、労働者の保護・利便性に配慮した通知手段につ

	いて、公労使三者構成の労働政策審議会労働条件分科会で議論・結論を得る。＜平成 24 年度以降検討開始＞
--	---

【34】

項目名	匿名化された個人の情報の活用
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁は、匿名化された情報の具体的な事例等について各省庁等から情報収集を行い、その成果を消費者庁から各省庁に提供する。＜平成 23 年度中措置＞ ・ 個人情報保護ガイドラインを所管する各省庁は、消費者庁から提供された情報を参考に、必要に応じ手引きや Q&A、事例集等で、事業者に分かりやすいように匿名化情報の事例を示す。＜平成 23 年度以降措置＞

【35】

項目名	プロバイダ責任制限法の対象拡大
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省は、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」（座長 堀部政男一橋大学名誉教授）による検討結果を踏まえ、所要の措置を講じる。＜平成 23 年度以降措置＞

【36】

項目名	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省は、以下の対応を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。＜平成 23 年度検討開始＞ ②なお、医薬品の販売・流通規制の在り方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。＜逐次実施＞ ③第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。＜逐次実施＞ ④一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証する。＜平成 23 年度検討開始＞

	<p>⑤経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、上記②の断続的な検討・見直しの内容に反映する。＜平成 23 年度以降検討開始＞</p>
--	--

Ⅱ. 対処方針のフォローアップについて

本対処方針については、企画委員会が中心となって進捗状況をフォローアップし、その結果を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に報告する。